

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

		所管課名	都市・まちづくり課	整理番号	1-119
許認可等の種類	造成敷地の譲受人の行う工事の計画の承認				
根拠法令条例等・条項	流通業務市街地の整備に関する法律第37条第1項				
許認可等の概要	<p>施行者から流通業務施設を建設すべき敷地を譲り受けた者は、施行者が定めた期間内に流通業務施設の建設の工期、工事概要等に関する計画を定めて、施行者の承認を受け、当該計画に従って流通業務施設を建設しなければならない。</p>				
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>(審査基準) 未設定 理由 処分の先例がなく、法の定め以上に具体化するのが困難である。</p>				
基準の制定根拠					
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	・30日				
期間の制定根拠					